

令和 8 年度 RS ウイルス感染症予防接種の実施について

令和 8 年 4 月 1 日から RS ウイルス感染症予防接種が定期接種となります。
 岐阜市に住民登録のある人が対象者です。住民票が岐阜市でない場合や、接種対象者に該当しない人への接種は、岐阜市で委託料をお支払いできません。ご注意ください。

1 対象者

接種時に、岐阜市に住民登録のある人で

妊娠 28 週 0 日から 36 週 6 日までの人

- ✓ 受付時に、母子健康手帳とマイナンバーカードなど本人確認ができる公的身分証明書などで、対象者（氏名、岐阜市の住所、妊娠週数等）であることを確認してください。
- ✓ 対象者は、接種する医師が母子健康手帳等の情報をもとに接種時点において妊娠28週0日から36週6日までの間にあると判断した人です。接種後に妊娠週数が増える等の事情があったとしても、接種する医師が接種する時点で対象者であると判断した場合には定期接種として取り扱います。
- ✓ ワクチンを接種した後14日以内に生まれたお子さんへの効果は確立していないことから、妊娠38週6日までの間に出産を予定している場合、その14日前までに接種を完了させることが望ましいとされています。上記について、十分に説明を行い同意を得られた場合には定期接種として接種可能です。

2 ワクチンについて（種類・金額・接種方法等）

使用するワクチン	組換えRSウイルスワクチン アブリスボ®
接種方法・回数	0.5ml を筋肉内に 1 回接種 (妊娠ごとに 1 回接種可能)
自己負担	なし
委託料	29,980 円

3 予診票について

- ・原則、黒のボールペン等で記入するよう被接種者へ指導してください。
(鉛筆、消えるペンは不可)
- ・対象者へは以下のように予診票を配布しております。

母子手帳発行日	予診票の配布方法
令和8年2月28日以前	個別通知 (令和8年3~4月ごろ順次)
令和8年3月1日以降	母子手帳発行時に配布
令和8年7月頃から	母子手帳にとじ込み

予診票を持参せず来院した場合は、今回同封した予診票を使用して接種してください。

予診票が不足する場合は、医師会、もしくは保健所感染症・医務薬務課（4階）でお渡ししますので、開館・開庁時間内に、ご来所ください。

4 予診票の同意署名

- ・表面の同意署名欄について、以下の通り対応をお願いします。

年齢	対応
13歳以上～16歳未満	市が個別に送付した説明書をよく読んでいただいたうえで、予診票表面右下の 自署欄に保護者が同意した署名 があれば、保護者の同伴は不要です（保護者の連絡先を必ず確認してください）。
16歳以上	保護者の同意及び同伴は不要 です。 予診票表面右下の自署欄は、被接種者に自署させてください。

- ・本人の接種希望を確認できない場合は、定期接種の対象者となりませんので、委託料はお支払いできません。

5 接種時の予防接種後副反応等に関する説明及び同意

- ・予防接種後に起こり得る副反応等について、被接種者へ説明をお願いします。
- ・また、**予防接種健康被害救済制度**をご説明いただき、**被接種者がその内容を理解して同意の上**、接種してください。
- ・**被接種者の同意のない接種は、間違い接種となります。**

6 予診票の医師記入欄

- ・ 医師署名又は記名押印欄：医師が署名する（自署）又は記名押印（自署以外によって記された氏名に押印する）してください。

※押印のみの予診票は受理できません。

- ・ 予防接種を見合わせる場合

基礎疾患（アレルギー、てんかん等）がある等の理由で、貴院での接種が困難な場合は、予診票の「見合わせる」を○で囲い、医師の記入欄又は欄外に接種できない理由を記入してください。また、保護者にその予診票を渡し、岐阜市保健所へ連絡して新しい予診票に差し替える手続きをするようお伝えください。

なお、予診のみでの委託料はお支払いできません。

7 母子健康手帳への記入

- ・ 母子健康手帳の「予防接種の記録 その他の予防接種」欄にワクチンの種類（LOT No.）、ワクチンの使用期限、接種年月日、接種者名、医療機関名、接種部位（左右）等を記入してください。
- ・ 多胎児である場合は、各児の母子健康手帳に記入してください。

8 予防接種後副反応等

- ・ 予防接種法施行規則第5条に規定する症状を診断した場合には、予防接種後副反応疑い報告を「電子報告システム」からご提出ください。記載誤り等防止の観点からも電子報告をご利用ください。電子報告が困難な場合は厚生労働省の「**予防接種後副反応疑い報告書**」に記載の上、次の送付先に FAX にて送付ください。

電子報告システム(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)

URL: <https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>

FAX: 0120-176-146



電子報告システム

※**予防接種による反応かどうかを判断する必要はありません。報告基準の反応が確認された場合はすべてご報告をお願いします。**

※副反応の報告基準は、厚生労働省ホームページ、予防接種ガイドラインをご参照ください（市ホームページからでも参照いただけます。）。

※母子免疫ワクチンは、接種された人に加えて、接種された人から生まれた児に生じた健康被害も審査の対象になります。

9 予防接種健康被害救済制度

予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われます。申請に必要な書類等は、受けようとする給付の種類や状況によって変わります。RSウイルス感染症予防接種においては、接種された妊婦本人と出生した児の両方に適用されます。

10 委託料の請求

- ・市医師会員は、当月分を予防接種委託料請求内訳書(3枚複写)により翌月の10日までに**予診票を添えて、市医師会に提出**してください。
- ・市医師会員でない場合は、当月分を予防接種委託料請求書により、翌月の10日までに**予診票を添えて、岐阜市保健所に提出**してください。

<請求にあたっての注意事項>

- ・予診票には、**接種日、ワクチンの LOT No.、有効期限、接種部位、医療機関名、医師の署名等の記入もれがないよう**ご確認をお願いします。
- ・市医師会員でない場合（直接、岐阜市保健所に請求書を提出する場合）は、**請求書の金額は訂正が認められません**ので、新しい請求書に書き直してください。
- ・令和9年度から複写の請求内訳書を廃止し、データ版での運用に移行することを計画しています。
- ・市ホームページ（11 その他に記載）にて、請求内訳書のデータ版を公開しています。金額が自動計算で入り便利ですので、ぜひ今年度からご活用ください。
※請求書が不足する場合は、市ホームページからデータ版をご利用ください。

11 その他

- ・**予防接種法、岐阜市定期予防接種委託実施要領等に基づかない接種、ワクチンの添付書に記載されている事項から逸脱した接種、使用期限の過ぎたワクチンでの接種等、間違い接種にあたる場合は、委託料を岐阜市に請求することはできません。**また、健康被害が生じた場合、予防接種法に基づく救済制度は適用されない場合があります。
- ・里帰り出産等で、貴院以外（県外）での接種を希望する場合、事前に手続きが必要です。岐阜市保健所 感染症・医務薬務課へ問い合わせるようご案内ください。（手続きは、申請から2週間ほどお時間をいただきます。）

市ホームページ「医療機関のみなさまへ」(ページ番号 1023350)

トップページ>健康福祉>感染症・予防接種



【担当】

岐阜市保健所 感染症・医務薬務課
感染症係
〒500-8309 岐阜市都通 2-19
(058)252-7187